

保険料額決定通知書兼納付通知書は、 7月中旬に発送予定です。

個人ごとの令和8年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等で確認してください。
なお、納付方法は、以下のいずれかの方法となります。

● 特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。

● 普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

(注) 同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合は、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

令和8年8月以降の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」 のいずれかを、令和8年7月下旬に発送予定です。

現在お手持ちの「資格確認書」の有効期限は、令和8年7月31日です。

令和8年8月以降に医療機関等で受診する際には、「資格確認書」または「マイナ保険証」をご利用ください。

◆ 資格確認書をお送りする方

- ・ 85歳以上の方全員（マイナ保険証の保有状況にかかわらずお送りします。）
- ・ 84歳以下で、マイナ保険証をお持ちでない方
- ・ マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方、
 - ① 資格確認書交付申請をしている方
 - ② マイナ保険証を普段から利用（※）されていない方

◆ 資格情報のお知らせをお送りする方

- ・ 84歳以下の方で、マイナ保険証を普段から利用（※）されている方

（※）「普段から利用」とは、以下の条件をともに満たしている場合を指します。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している。
- ② 概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している。

（※）記載している年齢は、いずれも令和8年8月1日時点を基準としています。

マイナ保険証をお持ちの84歳以下の方でも、介助者などの第三者が、本人の資格確認の補助をする必要がある場合など、マイナ保険証での受診が困難である要配慮者等については、申請により資格確認書の交付ができますので、市民保険課まで相談ください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

【問い合わせ先】市民保険課 保険係 ☎0887-53-3115

保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して、被保険者個人ごとに算出されます。

また、令和8年度からは「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は、すべての世代や企業から拠出された支援金を、子育て世帯の拡充にあてるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

保険料等の詳しい内容については、7月中旬に送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書に同封されるリーフレットをご覧ください。

《令和8年度の1人あたりの年間保険料》

1人あたりの年間保険料 = 【基礎賦課分】 + 【子ども・子育て支援納付金賦課分】

基礎賦課分		子ども・子育て支援納付金分	
● 被保険者均等割額	60,400円	● 被保険者均等割額	1,393円
● 所得割率	10.31%	● 所得割率	0.24%
● 年間上限額	85万円	● 年間上限額	21,000円

被保険者均等割額の軽減対象者の範囲が変更となります

※ 基礎賦課分 = ⑥ / 子ども・子育て支援納付金分 = ⑦

軽減割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		変更前	変更後
7割	⑥ 16,912円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) 以下	現行どおり ※ 令和8・9年度の基礎賦課分に係る7割軽減対象者に対しては、更に0.2割の軽減を行います。
	⑦ 417円		
5割	⑥ 30,200円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + (30.5万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + (31万円 × 被保険者数) 以下
	⑦ 696円		
2割	⑥ 48,320円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + (5.6万円 × 被保険者数) 以下	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数 - 1) + (5.7万円 × 被保険者数) 以下
	⑦ 1,114円		